

学校自己評価システム実施要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県立高等学校管理規則第29条、埼玉県立特別支援学校管理規則第12条及び埼玉県立中学校管理規則第19条の規定に基づき、埼玉県立高等学校管理規則第16条の4に規定する学校評価を実施するための県立学校における学校自己評価システムについて必要な事項を定める。

第2 学校自己評価システムの考え方

各学校が、教育活動その他の学校運営の状況（以下「教育活動等」という。）について自ら評価し、その結果を踏まえて、保護者、地域住民、学校評議員等の学校の関係者（当該学校の教職員は除く。以下「学校関係者」という。）からの評価を行うとともに、その結果を公表することにより、学校としての説明責任を果たし、学校の教育力の向上を図っていくものである。

第3 実施方法等

1 学校自己評価システムの基本姿勢

- (1) 当該学校（以下「学校」という。）の現状と課題を見つめ直し、「目指す学校像（学校の特色や期待される姿）」（以下「目指す学校像」という。）を明確にし、教職員、生徒、保護者並びに学校を取り巻く地域が一体となって、開かれた学校づくりに取り組むものとする。
- (2) 学校は、目指す学校像の実現に向け、重点目標を明確にした上、「学校年間教育計画の策定(Plan)」「教育活動の実践(Do)」「教育活動の評価(Check)」「評価結果に基づく改善・更新(Action)」といった一連のマネジメントサイクルにより、学校運営の改善や教育活動の充実を推進するものとする。
- (3) 学校自己評価システムにおける評価については、教育活動等について学校が自ら評価（以下「学校自己評価」という。）し、その結果を踏まえた学校関係者による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行うことを基本とする。

2 学校自己評価システムの推進組織の整備

(1) 学校評価懇話会の設置

学校において、当該年度の教育活動等の達成状況に関して、学校自己評価の結果を踏まえた意見交換等を通じて評価を行い、学校の自律的改善を図るため、校長は、学校関係者及び生徒から構成する学校評価懇話会を設置するものとする。

(2) 評価運営委員会の設置

学校自己評価システムの運営を行うとともに、学校評価懇話会に係る事務、評価結果に伴う改善・更新を推進するため、校内に校長、教頭、事務長及び校長が指定した者からなる評価運営委員会を設置するものとする。

なお、評価運営委員会を校内の既存の組織で代替することができる。

3 目指す学校像、重点目標等の設定

(1) 目指す学校像

目指す学校像は、学校の特色や児童生徒、地域、保護者からの期待等を踏まえ、校長の的確なリーダーシップの下、教職員間で十分に話し合い、共通理解を深めながら、長期的な視点から設定する。

(2) 重点目標

重点目標は、目指す学校像の実現に向け、中期的な視点から設定するとともに目標の重点化を図るものとする。その際、「授業改善を始めとする学力向上に関する取組」及び「開かれた学校づくりの取組」を視点とした内容については、すべての学校が設定するものとする。

4 現状と課題、評価項目、具体的方策、評価指標の設定

(1) 現状と課題

設定した重点目標に対する現状と課題及び前年度から継続する課題を分析し、整理した上で簡潔に記述する。

(2) 評価項目

学校は、重点目標達成に向けた教育活動等の具体的取組について、当該年度の達成目標として、適切な評価項目を定めるものとする。ただし、「授業改善を始めとする学力向上に関する取組」及び「開かれた学校づくりの取組」を視点とした項目については、すべての学校が設定するものとする。

(3) 具体的方策及びその評価指標

学校は、当該年度の目標を達成するための具体的な方策を設定する。また、評価指標については、具体的方策に対応させるとともに、方策の達成状況を把握できる分かりやすい指標を設定するものとする。

5 評価等の実施

学校は、年度末までに、各校務分掌、各学年、各教科による教育活動等をまとめるとともに、当該年度の達成目標である評価項目についての達成状況を自ら評価し、その結果を踏まえた学校関係者及び生徒の意見交換等を通じて、学校関係者評価を行うものとする。

なお、各校務分掌、各学年、各教科の教育活動等については、年度の適当な時期に中間評価を実施し、必要に応じて方策等の見直しを行うものとする。

6 評価結果の活用

校長は、上記5の評価結果をもとに、当該年度の教育活動等の成果と改善すべき課題を分析し、次年度以降の重点目標や評価項目等に反映させるほか、教育活動等の見直しを行うなどの改善に生かすものとする。

7 学校自己評価システムシートの提出

(1) 校長は、目指す学校像、重点目標、当該年度の評価項目、具体的方策及び評価指標（以下「目指す学校像、重点目標、評価項目等」という。）を決定し、学校自己評価システムシート（別紙様式をいう。次の(2)において同じ。以下「システムシート」という。）に必要事項を記載した上、埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める日までに教育長に提出するものとする。

(2) 校長は、学校自己評価及び学校関係者評価を行い、その結果を記載したシステム

シートを年度末までに教育長に提出するものとする。

第4 目指す学校像、重点目標、評価項目等及び評価結果の公表

1 目指す学校像、重点目標、評価項目等の公表

学校は、目指す学校像、重点目標、評価項目等を決定したときは、必要事項を記載したシステムシートその他の資料により速やかに公表するものとする。

2 評価結果の公表

学校は、学校自己評価及び学校関係者評価の結果（以下「評価結果」という。）を速やかに公表するものとする。この場合において、当該年度の評価結果を、その次年度の早い時期に、次年度の目指す学校像、重点目標、評価項目等と併せて公表することができるものとする。

3 公表の方法

目指す学校像、重点目標、評価項目等及び評価結果の公表は、保護者や地域住民、関係機関等に広く伝えることができるよう、学校便りや学校のホームページへの掲載、説明会の開催など、各学校の実状に基づいて適切な方法で行うものとする。

第5 学校評価懇話会等

1 委員は、校長が委嘱し、その任期は、校長の委嘱の日から1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員には、学校評議員を含めるものとする。

3 校長は、委員の委嘱後、委員名等を教育長に報告するものとする。

第6 実施上の留意事項

1 校長は、学校自己評価システムの趣旨等について、研修会を開くなどして、教職員の共通理解が図れるよう努めるものとする。

2 評価項目及び具体的方策は、重点目標に対する自校の現状と課題を整理し、重点化を図るとともに、分掌、学年等で取り組めるよう具体的で分かりやすく設定するものとする。その際、学校の取組の成果は、教育活動の特性として、すぐに現れるものもあれば、長い期間を要するものもあることに留意する。

3 すべての学校が共通に取り組む評価項目については、「生徒の興味・関心や意欲を引き出しながら達成感を実感させる授業や生徒の学力を伸ばす指導を工夫しているか」、「保護者・地域に学校の教育方針や教育活動に関する情報を積極的に提供しているか」などの視点を踏まえて、各学校で設定することとする。

4 具体的方策の評価指標は、教育活動等の過程や成果を評価できるよう、具体的で分かりやすく設定するものとする。

5 学校関係者及び生徒の意見を生かした評価活動を行うとともに、積極的に学校の情報を提供するものとする。

6 学校自己評価システムについて、学校関係者及び生徒の理解と協力が得られるよう、説明や公表に創意工夫を図るものとする。

- 7 学校自己評価システムでは、学校自己評価及び学校関係者評価を行い、学校の自律的改善を図ることとしていることから、学校は、学校関係者との意見交換を通じて、学校の現状や課題を共有し、相互の連携協力を深めるものとする。
- 8 評価結果の公表に当たっては、その内容・表現等について必要な配慮を行うとともに、個人情報の取扱いに十分留意する。
- 9 評価結果に基づき学校運営の改善等を行うに当たっては、業務量管理・健康確保措置実施計画の目標等に十分留意する。

第7 その他

1 定時制・通信制課程及び分校における取扱い

定時制・通信制課程及び分校における学校自己評価システムの実施については、この要領の規定にかかわらず、当該事情に応じた取扱いをすることができる。

2 委任

この要領に定めるもののほか、学校自己評価システムの実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

令和 年度 学校自己評価システムシート (県立 学校)

目指す学校像	
--------	--

重点目標	1
	2
	3

達成度	A	ほぼ達成(8割以上)
	B	概ね達成(6割以上)
	C	変化の兆し(4割以上)
	D	不十分(4割未満)

※学校関係者評価実施日は、最終回の学校評価懇話会を開催し、学校自己評価を踏まえて評価を受けた日とする。

出席者	学校関係者	名
	生徒	名
	専任教員(教職員)	名

※ 重点目標は3つ以上の設定も可。重点目標に対応した評価項目(年度達成目標を意味する。)は複数設定可。
 ※ 番号欄は重点目標の番号と対応させる。評価項目に対応した「具体的方策、方策の評価指標」を設定。

学 校 自 己 評 価 シ ス テ ム シ ー ト								学 校 関 係 者 評 価	
番号	現状と課題	評価項目	具体的方策	方策の評価指標	年度評価(月日現在)			実施日(令和 年 月 日)	学校関係者からの意見・要望・評価等
					評価項目の達成状況	達成度	次年度への課題と改善策		

<学校自己評価システムシート作成の留意事項>

- ※ 「番号」欄は、重点目標の番号と対応させたものとする。
- ※ 具体的に分かりやすい表現で簡潔に記入する。
- ※ 評価項目は3～4項目を原則とし、1枚に収めること。
- ※ 学校自己評価を踏まえた学校評価懇話会における意見・要望・評価等について、評価項目ごとに具体的に分かりやすい表現で簡潔に記入する。
- ※ 特別支援学校においては、各学部に通ずる評価項目を設定するものとする。
- ※ システムシートはA3判横とする。